

唾液によるPCR検査がスタートしています



日本全国で、新型コロナウイルス感染症の拡大が残念ながら続いています。感染症拡大の影響を受けている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

8月1日、小池都知事は夏休み中の旅行や外出の自粛を都民に呼びかけました。それだけでなく夏休みが短縮されている子どもたちにとっては、さらなる我慢を強いることとなり、本当に気の毒に思います。

東久留米市でも7月に入ってから感染者数が急激に増え、8月3日現在49名(内退院された方は42名)となりました。感染者が増えていることは大変心配ではありますが、7月に入って唾液によるPCR検査が東久留米市医師会のご協力により、複数の医療機関で受けられるようになったことも要因の一つにあげられています。公費負担により検査費用は無料(診察費用等は有料)です。必要とする方が検査を受けやすい体制が整ってきていることは、本当ありがたいことだと思います。発熱など、新型コロナウイルスの感染が疑われた場合には、まずは市内のかかりつけ医に相談してください。

なお罹患した方々へのいわれのない偏見や中傷が未だにあると言われていています。わたしたちの誰もが罹る可能性のある感染症と認識する必要があると思います。

一人で悩まずに、是非相談をしてみてください

★ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

・(東京都) 新型コロナウイルスセンター
(0570・550571) 毎日午前9時〜午後10時

★ 新型コロナウイルス感染症についての相談

・市内には唾液によるPCR検査を実施している医療機関があります。まずはかかりつけ医にご相談ください。

・東京都多摩小平保健所(042・450・3111)
平日の午前9時〜午後5時

・東京都電話相談センター(03・5320・4592)
平日の午後5時〜翌午前9時/土曜・日曜日、祝日は終日対応

★ 生活資金についての相談

・東久留米市福祉総務課生活困窮者自立支援相談窓口
(要予約) 042・470・7749

平日午前9時〜午後4時(正午〜午後1時を除く)
・生活福祉資金の特例貸付(東久留米市社会福祉協議会)
(要予約) 042・420・9294

平日午前8時30分〜午後5時15分

★ 子育てに関する相談

・小平児童相談所(042・467・3711)

平日午前9時〜午後5時

・児童相談所虐待対応ダイヤル 189

・東久留米市子ども家庭支援センター

(042・471・0910) 月〜土 午前9時〜午後5時

★ 小中学校に通うお子さんの心のケア

通っている学校やスクールカウンセラーにご相談を

★ DV相談

・内閣府相談窓口(0120・279・889)

毎日24時間対応

・東京ウィメンズプラザ(03・5467・2455)

毎日午前9時〜午後9時(年末年始を除く)

・東久留米市生活文化課(042・470・7777)
平日の午前8時30分〜午後5時

なお、どこに相談したら良いかわからないなど困りごとがありましたら、遠慮なく問宮みきにご連絡ください。

感染症拡大防止協力事業者等応援事業、 商店会感染拡大防止応援事業に関する 「専決処分第3号」について不承認と判断しました

市は上記2事業について、議会を招集する暇が無かったとして地方自治法第179条に基づいて専決処分を行い、議会の議決を経ずに予算執行をしました。この「暇の有無」の認定は市長が行いますが、そこには客観性や透明性が無ければなりません。今回の事案についての市側の説明では、透明性が認められず、専決処分をしなくても事業を実施することは可能であったと考え、不承認と判断しました。

間宮：国や東京都の交付決定が遅く、連休もあり職員が苦勞をしたことは理解する。しかし専決処分をするには、市の裁量の範囲が広い内容である。①いつの時点で専決処分をすることを決定したのか。また市長からの指示か、あるいは担当からの発案だったのか。②商店会感染防止応援事業を6月1日からのスタートとした理由は何か。

企画調整室長：①事業を取りまとめた段階から事業者向け事業について専決処分を視野に入れ予算の取りまとめをしていきたい旨の説明をしてきた。交付金の決定から取りまとめまで余裕のない対応であり、予算措置については議会を招集する時間的余裕がないことから5月22日付にて専決処分をした。発案はどの質問だが、庁内で議論をし、決定してきたので、このような形で整理させていただいたということで理解をして欲しい。

産業政策課長：②緊急事態宣言が行われ、自粛要請もあり客が激減し、商店会を構成する個々の店舗は多大な打撃を受けていた。緊急事態宣言の解除時期が報道され始め、新しい日常が間近に迫ってきているなか、商店会が機能を維持するための早期の対策が必要であると判断し、6月1日の事業開始とした。

間宮：①専決処分を行うことを決定したプロセスが明確になっていない。市長の見解を伺う。②そもそも18日の説明にはなかった事業である。急ぐのは分かるが、市の独自事業のため特に期限があったわけではない。専決処分をせず、本日(6月5日)に上程し議決しても事業の実施は充分可能であったと指摘する。

市長：専決は大変重いものであることは認識している。議員のみなさんに理解を求めながら進めていくことは大切で、丁寧な説明を心掛けてきた。緊急事態宣言下、疲弊している事業者のみなさんに早く支援策を提供したいという思いで担当も含め一丸となって進めてきた。

理解をして欲しい。

間宮：わが会派は市長に5月21日に専決処分について行わないよう要望書を提出し、実施する前に文書により回答を求めたが、今日現在回答はない。市長は丁寧な対応を行ったというのが虚しく感じる。どういう経過で政策決定をし、専決処分をする判断に至ったか、透明性をもって示すべきである。

副市長：当然専決処分は重たい市長の判断である。当初から専決する場合には丁寧な対応を市長は担当にも指示をしてきた。ただ結果的に不十分なところが正直あった。今後、やむを得ず専決処分を行うことがあるかもしれないが、具体的に時系列的な説明も含め個々に対応をし、議員の理解をいただいたうえでやっていく。

専決処分までの流れ

日付	庁内	会派
4月24日	東京都より交付金の決定通知	
5月1日	国の交付金の要綱	
5月12日	理事者調整	
5月18日		企画調整室より 補正予算説明
5月19日	補正予算のフレームのとりまとめ	
5月20日		市民部より説明
5月21日		市長へ要望書
5月22日	午後 専決処分	午前 議案説明

※感染症拡大防止協力事業者等応援事業：東京都の感染拡大防止協力金及び理美容事業者の自主休業に係る給付金対象事業者、及びセーフティーネット保証(4号・5号)又は危機関連保証に係る市の認定を受け、融資を受けている事業者に応援金を給付する事業。(東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金 80,236,000円)

※商店会感染拡大防止事業：感染拡大防止に係る備品の購入、チラシ、ポスターの掲示等の取組を行った商店会に対し、会員数に応じて応援金を交付する事業。(一般財源 240万円)

図書館サービスは国家資格である司書資格を有する職員で

先般の市議会において2020年度中に策定するとの答弁があった「図書館職員の育成方針」について、具体的なスケジュールを確認するとともに、司書職を採用せずにもどのように有資格者を確保していく考えなのかを質しました。

間宮：2020年度中に策定していくとしている「図書館職員の育成方針」について、策定から公表までの具体的なスケジュールを伺う。

教育部長：現在、昨年11月に示した、2021年度からの新たな市立図書館運営に向けた考えにおける、

職員育成に向けた方向性を基本としながら作業を進めている。図書館協議会のご意見を参考としながら、今年度中に策定のうえ、教育委員会に報告をあげるなど、内容を示していく。

間宮：司書職の採用が無いなか、庁内の司書資格を有している職員のジョブローテーションによって図書館を維持していくとの方針が示されている。昨年の答弁では21名いるとのことだが、退職等で変動もあり得る。そうなった場合、どのように図書館の職員体制を維持していくのか見解を伺う。

図書館長：運営方針に基づき、会計年度任用職員である図書館専門員を雇用するほか、昨年度の段階では、庁内で21名の職員が有資格者とのことから、当面は図書館へのジョブローテーションについて、人事部門と調整を図り、運営体制構築に努めていく。また、状況に応じ、図書館サービスに関する専門研修の活用も検討するなど、必要な運営体制の維持には今後も努めたいと考えている。

間宮：本来は司書職を採用していくべきである。少なくともジョブローテーションが難しくなった場合には、専門研修の受講などで一般職の方に司書資格を取得してもらうなどで、図書館職員の質を維持するよう要望する。

児童・生徒に対し丁寧な心のケアを

学校の臨時休業等により、影響を受けていると考えられる児童・生徒に対し、丁寧な心のケアを行うよう求めました。

間宮：学校休業中、登校できない不安や友達に会えない淋しさを感じていた児童・生徒も少なくないと思われる。また再開後の学校生活では、新型コロナウイルス感染拡大予防のため様々な場面で制約を受け、強いストレスを抱えている可能性もある。今後、子どもたちが学校生活を無理なく送るためには心のケアが重要であると考え、見解を伺う。

指導室長：市立全小・中学校では、臨時休業中、週に1回程度、担任等からの電話により、児童・生徒の心身の健康状態を把握し、必要に応じて個人面談を行った。学校再開後は、学級担任や学年の教員、養護教諭等を中心に、子どもたちに対して学習の状況やきめ細やかな健康観察を行い、児童・生徒の心身の状況把握をし、必要に応じ、保護者との面談、児童・生徒の健康相談等の実施や全小・中学校に週に1日、都から派遣されているスクールカウンセラー等による支援を行っている。さらに指導室として、教育相談員、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事が構成する「ステップくるめ」による全小・中学校への訪問を行い、子どもたちの様子を丁寧にみて、学校と情報共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら心のケアを行っていく。

間宮：スクールソーシャルワーカーは、頻繁に欠員が生じているが、何が課題なのか。定員の3名の確保が必要と考えるがいかがか。

指導室長：スクールソーシャルワーカー3名がなかなか安定しないというのは、今までいた者からも聞いている。退職理由はそれぞれ異なっているのので、何が課題かはこれからしっかりと調査して、今後、安定して確保できるよう努めていきたい。

間宮：今後、課題の解消をどのように図るのか、議論していければと考える。是非、子どもたちの心のケアに努めていただきたい。

間宮みきの一般質問をご覧ください



現在、東久留米市議会の録画映像がインターネットにより配信されています。

是非、間宮みきの質問をご覧ください、感想やご意見をお聞かせください。

東久留米市議会映像配信【間宮みきの質問】

http://www.higashikurume-city.stream.jfif.co.jp/?tpl=speaker_result&speaker_id=33

第3回定例議会日程（予定）

8月31日 本会議初日 上程・即決・付託・報告
9月2日～4日・7日 一般質問

9月9日～11日 常任委員会

14日 予算特別委員会（補正予算）

17日・18日・23日 決算特別委員会

28日 本会議最終日

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって傍聴の自粛をお願いする場合があります。

なお、詳細は議会事務局へお問合せください。

（TEL 470・7789）

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の有効活用を！

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を含む国の2020年度第2次補正予算が成立し、東久留米市にも8億円弱の臨時交付金の交付が決定しました。これを受け7月2日に市民自治フォーラム（会派）として、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けた市民のみなさんの支援に有効に活用されるよう、13項目に亘る緊急要望書を市長に提出しました。その後7月30日に開催された第1回臨時議会で約6億7000万円分の予算が成立いたしました。予算には下記の他、新型コロナウイルス感染防止のための環境整備やマスク、消毒薬など備品の購入なども計上されました。

市民自治フォーラムの主な要望事項

- ☆ 災害時の避難所について感染症等の拡大防止に資する環境整備
- ☆ 生活困窮者支援に関し、相談体制を充実し実態把握に努め、適切な支援を速やかに行うこと
- ☆ 事業者支援に関して、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的な影響を受けたにもかかわらず、これまで国や東京都の支援対象とならなかった事業者も対象となる支援制度を構築すること
- ☆ 虐待などが心配されるハイリスク家庭に関し至急実態把握を行うとともにアウトリーチによる支援を行うこと
- ☆ 保健所との連携を強化し、市内感染者の実態把握に努め、感染拡大防止に取り組むこと
- ☆ 子どもたちの継続的な心身の健康チェックを行うとともに、教員の加配など、環境整備に努めること
- ☆ コロナ禍を乗り切るため、市民と協働のもと市の施策を進めること

成立した主な事業

- ☆ 災害用備蓄用品の確保 約3800万円
- ☆ 生活困窮者自立支援 約7400万円
- ☆ 介護、障がい者支援、医療、ごみ処理等で新型コロナに感染する危険がありながら、市民生活を支えている従事者への慰労金及び事業所への給付金 約1億800万円（従事者には一律1万円）
- ☆ 感染症拡大防止協力事業者等応援金（第2回）感染症拡大防止協力事業者等応援金（第1回）の対象者に加え、東京都の感染拡大防止協力金（第2回）の受給者、または日本政策金融公庫等から新型コロナ感染症関連融資を受けている方に一律5万円 約3600万円
- ☆ 事業継続支援金事業 約1億7600万円 売上が昨年比20%以上50%未満減少した法人に30万円、個人に15万円の支援金 賃貸借契約を締結している事業所に追加10万円
- ☆ 地場産農産物利用飲食店支援 約3000万円
- ☆ 小中学校での「学校生活アンケート」の実施 約380万円

市が5月22日に専決処分した「感染症拡大防止協力事業者等応援金（第1回）事業」は、申込締切日まで1日を残した段階で、交付対象予定に対し約25%400社への交付に留まっていました。東京都へ交付金を返還する事態にならないよう臨時議会で求めました。市側は「必要な時期に減額補正等を行い、今年度中に別の事業等へ執行できるようにしていく」とのことでした。また「期間の延長や対象者の拡大を行うのではなく、新たな事業として計上したのは何故か」という質疑に対しては、「専決処分を行い議会の議論を経っていないものに対し、修正を行うことについては是非が庁内で議論になり判断した」とのことでした。今回の東京都の交付金は使途の変更が可能とのことですが、変更の効かない場合も少なくありません。専決処分ではなく、対象者の範囲が適切であるのかなど、議会での議論を経るべきであったことがここでもはっきりしたのではないのでしょうか。



間宮みき 事務所

〒203-0013 東京都東久留米市新川町1-5-2

電話：042-472-6189 / FAX：042-472-6193

E-mail：sawayaka-miki@mbk.nifty.com

HP：http://www.sawayaka-miki.com/